

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-103
処分の種類	清算金の徴収、交付				
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第110条第1項				
処分の概要	<p>施行者は、換地処分の公告があった場合においては、清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合、仮清算金との間に差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】土地区画整理法第110条第1項</b></p> <p>施行者は、換地処分の公告があった場合には、換地計画で確定した清算金を徴収、交付しなければならない。この場合に、確定した清算金の額と徴収、交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収、交付しなければならない。</p>				
基準の制定根拠	-				